

## 浜田市住宅リフォーム助成事業 Q&A

1. 申請手続きについて	
<b>Q1</b>	<b>申請はどのようにすればよいのですか？</b>
A1	<p>工事着手の7日前までに、「住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書」を建築住宅課又は各支所の産業建設課に提出してください。交付申請書には次の書類を添付していただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 見積書の写し(リフォーム対象部分の積算内容がわかるもの)</li> <li>② 住宅の位置図及び平面図等(リフォーム工事の内容がわかるもの)</li> <li>③ 補助対象工事を行う施工箇所の写真</li> <li>④ その他</li> </ul> <p>なお、住民票の提出を省くため、居住者の住民基本情報に関しては、建築住宅課の職員が調査をさせていただきます。</p>
<b>Q2</b>	<b>申請はいつでも受付けてもらえるのですか？</b>
A2	<p>補助金は予算の範囲内で交付することになっています。申請件数が予定件数に達して予算が不足するようになれば申請を受付けませんので、次年度以降に申請していただくことになります。</p> <p>申請件数の状況については、建築住宅課に電話でお問い合わせください。</p>
<b>Q3</b>	<b>工事着手までの事業の流れを教えてください。</b>
A3	<p>当事業の申請から工事開始までは、以下の手順になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事着手の7日前までに補助金交付申請を提出</li> <li>② 市で審査の後、不備がなければ補助金交付決定通知書をご自宅へ郵送します。 (補助金交付申請から補助金交付決定通知書の送付まで約10日間)</li> <li>③ 補助金交付決定通知書が届いてから工事着手</li> </ul> <p>※ 補助金交付決定を受ける前に工事着手している場合は、補助対象となりませんので、注意してください。</p>
<b>Q4</b>	<b>補助の申請手続き先は、建築住宅課のみですか？</b>
A4	<p>補助申請に関する事務は本庁の建築住宅課のみとなりますが、申請書の配布や申請の受付は、各支所の産業建設課でも行います。もし申請書類に不備があった場合には、建築住宅課からご連絡します。</p>
<b>Q5</b>	<b>申請書の様式はインターネットからダウンロードできないのですか？</b>
A5	<p>浜田市のホームページからダウンロードできます。【トップページ→暮らし→住まい→住まいづくり→各種支援・助成制度→住宅リフォーム助成事業】をご覧ください。</p>
<b>Q6</b>	<b>補助金交付申請書の確認事項で、「補助金の交付決定に際して市長があなたの市税の納付状況、課税資料等について調査することに」同意しない場合はどうなるのですか？</b>

A6	<p>申請者は浜田市民で、市内に住宅を所有し、居住しており、市税を滞納していない者という条件があります。</p> <p>同意されない場合には、住民票の写し、納税証明書(滞納のない証明)、住宅の所有が分かる書類(固定資産の納税通知書等)を添付していただくことになります。</p>
<b>Q7</b>	<b>工種ごとに別々の施工業者に工事発注する場合には、補助金交付申請にどのように記入すれば良いのですか？</b>
A7	<p>工務店等(施工業者)の欄には「別紙のとおり」と記入し、別紙にそれぞれの施工業者の所在地、名称、代表者氏名を記入してください。</p> <p>見積書もそれぞれ添付し、見積金額(税込み)の欄には見積書の合計金額を記入してください。</p>
<b>Q8</b>	<b>補助金交付申請書に添付する位置図及び平面図等は、どの程度のものが必要なのですか？</b>
A8	<p>位置図は住宅地図程度の建物の位置が分かるもの、平面図は工事内容が分かる間取り図程度のもので用意してください。工務店等が見積りをするために作成した図面で結構です。表現しにくい場合には、状況の分かる写真等を添えてください。</p>
<b>Q9</b>	<b>工事前に写真を撮るのが困難な場合はどうすれば良いですか？</b>
A9	<p>ご自分で写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらい、実績報告時に添付していただいても構いません。</p> <p>また、壁の塗り替え等、工事前と後との違いがわかりにくいことが想定される場合は、作業中の写真を添付するようにしてください。</p>
<b>Q10</b>	<b>交付決定を受けた後に、工事の内容が変わった場合はどうすれば良いですか？</b>
A10	<p>実績報告書を提出する際に、工事の変更内容や工事代金の明細がわかるもの(変更の図面、請求書の明細等)を添付していただければ結構です。</p>
<b>Q11</b>	<b>交付決定を受けた後に、工事をしないことになった場合に、辞退することができますか？</b>
A11	<p>辞退される場合は、できるだけ早く建築住宅課にご連絡ください。書面により「取下げ届」提出していただき、交付決定の取消しを行います。</p>
<b>Q12</b>	<b>実績報告書はいつ、どんな書類を提出するのですか？</b>
A12	<p>工事がすべて完了したときは、その日から10日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに「住宅リフォーム助成事業実績報告書」を提出してください。実績報告書には施工業者である工務店等に、リフォーム工事が完了したことを証明してもらう必要があります。また、提出に際しては、次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 領収書の写し</li> <li>② 施工後の施工箇所の写真(着工前との比較ができるもの)</li> <li>③ 交付申請の見積書と工事内容・工事金額が異なる場合には、工事代金の明細が</li> </ul>

	<p>分かるもの(変更の図面、請求書の明細等)</p> <p>④アンケート調査票(任意)</p> <p>※アンケート調査は住宅リフォーム助成事業の評価に利用し、他の目的には利用しません。</p>
<b>Q13</b>	<b>工事が完了したら、市から現場確認に来られるのですか？</b>
A13	実績報告書が提出されれば、申請どおりに工事が行われたかを現地で確認(検査)します。その際に、住宅用火災警報器の設置状況も確認させていただきます。その後、補助金を申請者の指定口座に振り込むことになります。
<b>Q14</b>	<b>工事が年度末(3月31日)までに完了しない場合はどうすれば良いですか？</b>
A14	補助金の交付申請をした日の属する年度の3月31日までに工事を完了していただく必要があります。場合によっては、交付決定を取り消すこともありますので、できるだけ早く建築住宅課までご連絡ください。
<b>Q15</b>	<b>施工する工務店が申請しても良いのですか？</b>
A15	申請者になれるのは、住宅の所有者のみです。しかし、申請書の作成や添付する図面等の作成には技術的な知識が必要となるものもありますので、申請者は設計者あるいは工務店の技術者と協力して申請書等を作成してください。
<b>Q16</b>	<b>この事業はいつまで実施されるのでしょうか？</b>
A16	この事業は平成31年度までの予定としています。その後のことについては未定です。
<b>2. 補助対象について</b>	
<b>Q17</b>	<b>どのような住宅が補助対象となりますか？</b>
A17	<p>浜田市内に所有し、居住しており、住宅用火災警報器が設置してある住宅で、次のいずれかに該当する方が居住している住宅です。(店舗等との併用住宅やマンション等の集合住宅の場合は、個人住宅部分のみが対象となります。)</p> <p>① 子育て世帯(18歳以下の子どもがいる世帯)</p> <p>② 高齢者(65歳以上の方)</p> <p>③ 身体障がい者(障がい者手帳を持っている方等)</p> <p>④ U・Iターン者(市外に5年以上住んでおり、市内に移住する方 又は 市内に移住して1年未満の方)</p> <p>注) 中古住宅を購入し、リフォームした後に居住する場合も補助対象になります。詳しくは、Q22をご覧ください。</p>
<b>Q18</b>	<b>住宅用火災警報器は必ず設置していなければならないのですか？</b>
A18	浜田市火災予防条例では、既存の住宅の場合、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を設置するよう義務付けています。当事業の補助金交付申請の時期は、早くても平成23年5月初旬になることから、住宅用火災警報器が設置されている住宅に限ることとしています。

<p><b>Q19</b></p>	<p><b>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の場合、補助対象とするにはどのような条件があるのですか？</b></p>												
<p>A19</p>	<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅は、旧耐震基準に従って設計されているため、できるだけ耐震診断を実施してください。</p> <p>※ 浜田市では木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する制度を設けていますので、ご活用ください。</p> <table border="1" data-bbox="400 602 1302 801"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震診断</td> <td>9/10</td> <td>1 棟当たり 6 万円</td> </tr> <tr> <td>耐震補強設計</td> <td>2/3</td> <td>1 棟当たり 40 万円</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>100/23</td> <td>1 棟当たり 80 万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率	補助限度額	耐震診断	9/10	1 棟当たり 6 万円	耐震補強設計	2/3	1 棟当たり 40 万円	耐震改修工事	100/23	1 棟当たり 80 万円
事業区分	補助率	補助限度額											
耐震診断	9/10	1 棟当たり 6 万円											
耐震補強設計	2/3	1 棟当たり 40 万円											
耐震改修工事	100/23	1 棟当たり 80 万円											
<p><b>Q20</b></p>	<p><b>店舗、会社等の事務所をリフォームする場合も補助対象となりますか？</b></p>												
<p>A20</p>	<p>補助対象とはなりません。本事業では、市民の居住環境の向上を図ることを目的の一つとしており、市民が自分で所有し、居住している住宅をリフォームする場合のみ対象としています。なお、店舗等との併用住宅の場合は、住宅部分のみが補助対象となります。</p>												
<p><b>Q21</b></p>	<p><b>「住宅を所有している」とはどういうことを示すのですか？ 住宅の登記簿上の所有者が、亡父になっている住宅の場合でも補助対象となりますか？</b></p>												
<p>A21</p>	<p>建物所有者として登記してあるのが望ましいですが、登記していない場合や相続後、名義変更をしていない場合は、固定資産税の納税義務者であれば住宅の所有者とみなし補助対象者とします。</p> <p>また、登記簿上の建物所有者若しくは固定資産税の納税義務者でなくても、配偶者や二親等以内の親族が所有している住宅に賃貸料を支払わずに居住している場合は、「住宅を所有している」と同様に扱います。</p> <p>ただし、この場合には、申請者と住宅所有者の続柄がわかる戸籍謄本等の書類を添付していただくことになります。</p>												
<p><b>Q22</b></p>	<p><b>中古住宅を購入し、リフォームした後に住もうと思っているのですが、補助対象となりますか？</b></p>												
<p>A22</p>	<p>補助対象となります。ただし、補助金交付申請や実績報告の際に、次の書類を追加していただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金交付申請時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の売買契約書の写し（リフォームする住宅を購入したことを証明するもの）</li> </ul> </li> <li>○ 実績報告時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し（リフォームした住宅に転居したことを証明するもの）</li> </ul> </li> </ul>												

<b>Q23</b>	<b>同じ住宅で何度も補助を受けることは可能ですか？</b>
A23	この補助を受けられるのは、1つの住宅につき1回限りです。相続等により所有者が変更になっても、再び補助は受けられません。
<b>Q24</b>	<b>浜田市外に住んでいる者ですが、市内に所有している(する)住宅について、補助を受けることは可能ですか？</b>
A24	U・Iターン者も対象です。
<b>Q25</b>	<b>自分が所有するマンションをリフォームする場合は、補助対象となりますか？</b>
A25	<p>補助対象とはなりません。この場合、マンションが一種の収益事業の対象となるためです。当事業は、収益事業に対しての補助ではなく、「市民が自分で所有し居住する住宅」について補助することで、市民の居住環境の向上を図ることを目的の一つとしているためです。</p> <p>自分が所有するマンションに自分で居住している場合は、その部分のリフォームであれば対象となります。ただし、対象となるのは専有部分のみで、共用部分は対象にはなりません。</p>
<b>Q26</b>	<b>工事代金を分割して施工業者に支払う場合でも補助対象となりますか？</b>
A26	補助対象とはなりません。リフォーム工事に着手する年度中に、工務店等の施工業者に工事代金を全額支払った場合のみ補助対象となります。その確認の方法として、実績報告書に領収書の写しを添付していただくことにしています。
<b>Q27</b>	<b>どのような工事が補助対象となりますか？</b>
A27	<p>次の要件をすべて満たす工事が補助対象となります。</p> <p>① 既存住宅の安全性、耐久性又は居住性の向上のために行う増築（10㎡以内のものに限る。）、修繕、模様替え及び設備改善を行うためのもので、リフォームに要する費用が20万円以上である。（詳しくはリフォーム助成一覧をご覧ください。）</p> <p>② 子ども、高齢者、障がい者、U・Iターン者の居住者に配慮したリフォーム工事が補助対象です。</p> <p>③ 施工する工務店等が市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。</p> <p>④ 補助金の交付申請をした日の属する年度の3月31日までに工事が完了し、実績報告書を提出できるもの。</p> <p>⑤ 補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金の交付を受けていない。</p> <p>※ 単なる電化製品の取替えや工事を伴わない備品の設置は、補助対象外になりますが、模様替え等の補助対象となる工事と一連のものとして行う場合は、対象経費に含みます。</p>
<b>Q28</b>	<b>工事がすでに終わっています（もしくは、工事をすでに開始しています）が、補助対象になりますか？</b>

A28	<p>対象となりません。補助金交付申請をしていただいた後、市で審査を行い、補助金の交付決定をした工事のみが対象となります。</p> <p>※ 当事業を実施することにより、「補助金が出るので、住宅リフォームを行うことにした。」という市民の需要を喚起し、住宅関連産業の振興を図ることを一つの目的としています。そのため、過去の工事を対象とすることは、ふさわしくないと考えています。また、過去の工事を対象とすると、審査が出来ない、工事前の写真がない（本当に工事をしたかどうかの客観的な確認が取れない）、どれくらい前の工事までを対象とするのか等の問題があるため対象としていません。</p>
<b>Q29</b>	<b>他の同種の補助金等の交付を受けていると補助の対象にならないのですか？</b>
A29	<p>介護保険法・障害者自立支援法に基づく住宅改修、石州瓦等利用促進補助事業、木造住宅耐震化等促進事業、住宅用太陽光発電システム設置事業、島根県が実施している「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」等の補助金を受けている（受けようとしている）工事部分は対象外となります。</p> <p>例えば、手すりの設置や段差解消を「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」の対象とし、風呂をユニットバスに改修するのを当事業の対象とするように、きちんと区分けしていただく必要があります。</p> <p>また、公共下水道等への接続や浄化槽の設置に伴い、「水洗便所改造資金融資あつせん及び利子補給」を受ける場合も補助の対象になりません。</p>
<b>Q30</b>	<b>子ども、高齢者、障がい者、UIターン者に配慮したリフォーム工事とは、どういうことでしょうか？</b>
A30	<p>子ども等の部屋や共用部(浴室、便所など)について、使いやすくなるものや快適に居住できるものなどです。</p> <p>例えば、便器が汲み取りの和式便器であるが、水洗の洋式便器にすることで、座りやすくなり楽に使用することができる などです。</p> <p>補助対象かどうかを判断するため、申請書を提出していただいた際に、電話などで改修効果を聞くことがあります。また、対象の有無が不明なものは、事前にお問い合わせください。</p>
<b>Q31</b>	<b>耐震改修工事に併せてリフォーム工事をする場合も補助対象となりますか？</b>
A31	<p>木造住宅耐震化等促進事業の補助を受けて耐震改修（補強）工事を行うのに併せてリフォーム工事をする場合も、補助の対象になります。</p> <p>この場合、木造住宅耐震化等促進事業による工事部分と当事業による工事部分とを区分けしなければなりません。</p>
<b>Q32</b>	<b>国が実施している「住宅版エコポイント」との併用はできますか？</b>
A32	利用できます。
<b>Q33</b>	<b>10㎡を超える増築でリフォーム工事を伴うものは補助対象となりますか？</b>
A33	増築の場合10㎡以内に限り補助対象としているので、この場合には、増築部分は

	補助対象となりませんが、それ以外のリフォーム工事部分は対象となります。
<b>3. 工事の計画・施工について</b>	
<b>Q34</b>	<b>施工業者(工務店、大工、設備工事業者等)の条件がありますか？</b>
A34	浜田市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主でなければなりません。実績報告書に添付していただく領収書の写しの工務店等の所在地に「浜田市」の表示がなければなりません。営業所が市内にあっても、市外にある本社や支店で受け取る場合は補助対象となりません。
<b>Q35</b>	<b>施工中に施工業者を変更した場合はどうすれば良いのですか？</b>
A35	実績報告書を提出する際に、工事内容や工事代金に変更になったことが分かる資料（工事費内訳書等）を添付していただくことになります。
<b>Q36</b>	<b>市役所で工務店等の施工業者を紹介してもらえますか？</b>
A36	当事業では市内の施工業者を利用させていただくこと以外は、業者の指定はしていません。安価で優良な工事をしてくれる業者を指定することは困難であるため、紹介するのは難しいと考えています。